

第533回 海務協議会

(1) 日時：平成27年 7月15日（水）13：30～

(2) 場所：第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

(3) 議題：

1. 「NACCS 専用口座の廃止」について
監視部：菅 上席監視官
2. 「少額合算（関税率表等の分類の特例扱い）」について（前回の質問事項）
監視部：菅 上席監視官
3. 「関税法改正後の指定薬物密輸事犯の摘発状況」について
監視部：菅 上席監視官

(4) その他・質疑応答

- ・7月期の税関人事異動に伴う担当官の挨拶

開催予定日 平成27年 9月 9日（水）開催予定

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問、議題等提起がございましたら、
お気軽に事務局宛にご連絡下さい。

公益財団法人 日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757

FAX 045-680-1758

E-mail bra_yokohama@kanzei.or.jp

<http://www.yokohama-customs.go.jp>（横浜税関）

<http://www.kanzei.or.jp>（日本関税協会）

<http://www.kanzei.or.jp/yokohama/>（日本関税協会横浜支部）

1. 「NACCS 専用口座の廃止」について

1. 「第 6 次 NACCS」の大まかなスケジュール

現在	詳細仕様検討中（平成 28 年 3 月まで、月 1 回 WG を開催）
平成 27 年 6～7 月	詳細仕様（中間報告）説明会
平成 28 年 3 月	詳細仕様凍結
？	各種説明会開催？
平成 28 年 11 月～	接続試験
平成 29 年 7 月～	総合運転試験
平成 29 年 10 月	稼働

※ WG の資料等、第 6 次 NACCS に関する情報は、NACCS 掲示板より確認できます



2. 「NACCS 専用口座」の概要

- ・昭和 53 年 8 月よりサービス開始
- ・文字通り、「NACCS によるとん税等納付（NACCS 業務）のみ」に使用可能
- ・口座残高への積増しの反映が翌日になる等、一部利便性に劣る
- ・下記「リアルタイム口座」のサービス開始により、対応金融機関が減少
- ・海上 NACCS 利用者のうち、約 60%が NACCS 専用口座を使用

3. 「リアルタイム口座」の概要

- ・平成 20 年 10 月よりサービス開始
- ・一般口座のため、NACCS 業務以外（一般取引）にも使用可能
- ・口座残高への積増しは即時反映

4. 「NACCS 専用口座」の廃止

- ・第 6 次 NACCS に係る WG において、**NACCS 専用口座は廃止**されることとされている
- ・廃止時期については、「平成 29 年 3 月末」（**第 6 次 NACCS 稼働前であることに留意**）

※ 詳細は、別紙 NACCS センター発出リーフレット及び NACCS 掲示板をご確認願います



NACCS専用口座ご利用の皆様へ

平成27年3月

NACCS専用口座は平成29年3月末に**廃止**します^(※1)。

継続して口座振替を希望されるお客様は、
お早めに**リアルタイム口座**への変更をお願いします。

[NACCS専用口座廃止までにご対応いただくこと]

- ① NACCSホームページを参照し、リアルタイム口座振替申込書類を**NACCS**へご提出ください。^(※2)

NACCS リアルタイム  検索

- ② リアルタイム口座登録完了後、社内関係部署、通関委託先等の関係者へ使用口座の変更をご周知ください。
- ③ **銀行にて**専用口座の解約手続きをしてください。

[リアルタイム口座振替の主なメリット]

一般口座を
利用するので...

- ★ 関税等の納付以外にも使えて便利！
- ★ 自由に入出金ができる便利！
- ★ 残高不足にも入金後即時反映されて便利！

NACCS専用口座廃止日直前のNACCS専用口座利用は、後続業務等に影響が生じる場合があります、注意が必要です。

※1 平成29年3月末は最終的な廃止期限であり、銀行により廃止時期は異なります。

※2 金融機関により、お申込みから利用開始まで1ヶ月程度を要する場合がありますので、NACCSホームページをご確認ください。

お問合せ先：
・NACCSセンター ヘルプデスク : ☎ 0120-794550 または 044-520-6270
・ソリューションサービス第2課 : ☎ 0120-794521 または 044-520-6280
・東海事務所 : ☎ 0120-794523 または 052-654-6511
・西日本事務所 : ☎ 0120-794525 または 06-6446-3812
・九州事務所 : ☎ 0120-794527 または 092-441-7825

 NACCS公式ホームページ
<http://www.naccs.jp/>

 NACCS掲示板
<http://www.nacccscenter.com/>

2. 「少額合算（関税率表等の分類の特例扱い）」について

<根拠>

【関税法基本通達 67-4-17（関税率表等の分類の特例扱い）】 ※以下概要

輸入申告に係る貨物の内容が多種多様で、関税率表及び統計品目の適用上の所属区分が多数に分かれる申告については、下記の一定条件のもと、同一税率毎にまとめる等、簡易な方法で申告を行っても差し支えない。

ただし、関税定率法第 3 条の 3（少額輸入貨物（課税価格の合計額が 20 万円以下の輸入貨物）に対する簡易税率）を適用する貨物には適用できない。

<条件>

1 輸入申告に係る貨物につき、1 品目の課税価格が 20 万円以下となる品目（少額品目）が 2 以上ある場合において、申告者がその全部又は一部につき、取りまとめて申告したときは、これを認めて差し支えない。

- ① 2 以上の少額品目（関税率が無税である品目を除く）を申告書の 1 欄に取りまとめ、これら品目のうち適用される関税率が最も高い品目の属する所属区分に分類する方法
- ② 2 以上の少額品目のうち、同一の関税率が適用される品目を申告書の 1 欄に取りまとめ、各欄ごとにそれぞれ課税価格の最も高い品目の属する所属区分に分類する方法
- ③ 2 以上の少額品目のうち、同一関税率が適用される品目課税価格の合計額のいずれかが、当該少額品目全体の課税価格の合計額の 50%を超える場合には、少額品目すべてを当該 50%を超えることとなる課税価格の合計額を構成する品目のうち、課税価格が最も高い品目の属する所属区分に分類する方法

<その他>

当取扱いの実施に当たっては、申告書の品名欄には、代表的な品目の品名に「等」を付して記載すること。

<上記「条件」の例>

	インボイス (品名・税率・価格)			申告書 (品名・税率・価格)		
①	A	5%	15 万円	A 等	5%	15.5 万円
	B	3%	5 千円			
②	C	5%	5 千円	D 等	5%	15.5 万円
	D	5%	15 万円			
③	E	3%	20 万円 (全体の 50%超)	E 等	3%	30 万円
	F	5%	5 万円			
	⋮		⋮			
	合計		30 万円			

輸入託送品申告において、「少額合算」での税額計算をご希望される場合には、輸入託送品申告書の品名、数量、価格各欄（当申告は「賦課課税方式」であるため、税率欄は無し）について、上記例を参考に記載のうえ申告を行ってください。これにより、税関では「少額合算の適用を希望する意思表示」であるとともに「関税定率法第 3 条の 3 の簡易税率の適用を希望しない（一般税率の適用を希望する）意思表示」と判断いたします。

税関様式 C 第 5340 号
Customs Form C No.5340

Export Declaration for Consigned Articles
Import
(Accompanied Articles · Unaccompanied Articles)
輸 出 託送品 (携帯品 · 別送品) 申告書
輸 入

申告先 _____ 税関長 殿 出入港年月日 _____
To Director of _____ Customs Date of Departure or Entry
積載船 (機) 名 _____ 積出港 _____
Name of Ship (Aircraft) Port of Shipment
荷送人住所氏名 _____ 船 (取) 卸港 _____
Name and Address of Consignor Port of Unloading
受取人住所氏名 _____
Name and Address of Consignee

品 名	数 量	価 格
Description	Quantity	Value

託送品目録対象 _____ 申告年月日 _____
Check on Consignments List Date of Declaration

申告者住所氏名印 _____
Name, Address and Seal (or Signature) of Declarant

種 別	※ 課税価格	※ 税 額	※許可印 Customs Seal of Permit
Classification	Value for Duty	Amount of Duty	
関 税			
Customs Duty			
消費税及び地方消費税			
Consumption Tax and Local Consumption Tax			
酒 税			
Liquor Tax			
その他の税			
Other Tax			
計			
Total			

- (注) 1. この申告書は2通提出してください。
2. 公用品については、証明書類を添付してください。
3. ※の箇所は記入しないで下さい。
- Note 1. This declaration shall be submitted in duplicate.
2. The certificate shall be attached on articles for official use.
3. The declarant shall leave out the columns marked ※.

<少額輸入貨物に対する簡易税率表 (関税率法第 3 条の 3 関係) >

項番	関税率表の番号	主な品目	税率
一	(1) 別表第 2204. 10号から第 2204. 29号まで、第 2205. 10号又は第 2205. 90号の 2 に掲げる物品	ワイン	1 リットルにつき 70 円
	(2) 第 2208. 90号の 1 の (2) の B の (b) に掲げる物品	しょうちゅう等の蒸留酒	1 リットルにつき 20 円
	(3) 別表 2106. 90号の 2 の (2) の D の (b)、第 2204. 30号の 2、第 2206. 00号の 2 の (1) 若しくは (2) の A 若しくは B の (b)、第 2207. 10号の 1 の (2) の B 若しくは 2 の (2) 又は第 2208. 90号の 1 の (2) の A の (b) 若しくは 2 の (1) 若しくは (3) に掲げる物品	ワインクーラー、清酒、りんご酒	1 リットルにつき 30 円
二	(1) 別表第 2103. 20号又は第 2105. 00号に掲げる物品	トマトケチャップ、アイスクリーム	20%
	(2) 別表第 4302. 30号の 1 又は第 43. 03 項に掲げる物品	毛皮製衣類	
三	(1) 別表第 0901. 21号、第 0901. 22号、第 0901. 10号又は第 0902. 20号の 2 に掲げる物品 別表第 0902. 30号に掲げる物品のうち紅茶以外のもの 別表第 0902. 40号の 2 の (2) に掲げる物品	コーヒー(いったものに限る)、茶(紅茶を除く)	15%
	(2) 別表第 3503. 00号の 3 に掲げる物品	ゼラチン及びびにかわ	
	(3) 別表第 4302. 11号から第 4302. 20号まで又は第 4302. 30号の 2 に掲げる物品	なめし又は仕上げた毛皮	
	四	(1) 別表第 1 類から第 4 類までに掲げる物品 (2) 別表第 7 類に掲げる物品 (3) 別表第 8 類に掲げる物品 (4) 別表第 0910. 11号の 1 又は第 0910. 12号の 1 に掲げる物品 (5) 別表第 1212. 21号に掲げる物品 (6) 別表第 16 類から第 20 類までに掲げる物品 (7) 別表第 21 類に掲げる物品(第 1 号及び第 2 号の品目の欄に掲げるものを除く。) (8) 別表第 2905. 44号、第 2918. 14号、第 2918. 15号の 1、第 2922. 42号の 1 又は第 2940. 00号の 2 に掲げる物品 (9) 別表第 4421. 90号の 1 に掲げる物品 (10) 別表第 46 類に掲げる物品 (11) 別表第 50. 07 項に掲げる物品 (12) 別表第 53 類に掲げる物品 (13) 別表第 60 類に掲げる物品 (14) 別表第 62 類に掲げる物品	

五	(1) 別表第6類に掲げる物品	生きている樹木	3%
	(2) 別表第27類に掲げる物品	鉱物性燃料	
	(3) 別表第28類に掲げる物品	貴金属	
	(4) 別表第29類に掲げる物品(第4号の品目の欄に掲げるものを除く。)	有機化学品	
	(5) 別表第32類から第34類までに掲げる物品	化粧品類、せっけん	
	(6) 別表第38類に掲げる物品	各種化学工業生産品	
	(7) 別表第39類に掲げる物品	プラスチック製品	
	(8) 別表第43類に掲げる物品(第2号及び第3号の品目の欄に掲げるものを除く。)	毛皮製品	
	(9) 別表第59類に掲げる物品	工業用紡織用繊維製品	
	(10) 別表第66類から第68類までに掲げる物品	傘、羽毛製品、石	
	(11) 別表第70類に掲げる物品(別表第70.18項に掲げるものを除く。)	ガラス製品	
	(12) 別表第74類から第76類までに掲げる物品	銅、ニッケル、アルミ	
	(13) 別表第78類に掲げる物品	鉛製品	
	(14) 別表第79類に掲げる物品	亜鉛製品	
	(15) 別表第81類から第83類までに掲げる物品	卑金属製品	
	(16) 別表第94類に掲げる物品	家具、寝具	
	(17) 別表第95類に掲げる物品	がん具、遊戯用具	
六	(1) 別表第5類に掲げる物品	動物性生産品	無税
	(2) 別表第25類に掲げる物品	塩、石灰、セメント	
	(3) 別表第3006.70号に掲げる物品	医療用ジェル	
	(4) 別表第40類に掲げる物品	ゴム製品	
	(5) 別表第48類に掲げる物品	紙、紙製品	
	(6) 別表第69類に掲げる物品	陶磁製品	
	(7) 別表第72類に掲げる物品	鉄鋼	
	(8) 別表第73類に掲げる物品	鉄鋼製品	
	(9) 別表第80類に掲げる物品	すず製品	
七	前各号に掲げる物品以外の物品		5%

◎関税定率法第3条の3(少額輸入貨物に対する簡易税率)抜粋

輸入貨物の課税標準となる価格の合計額が20万円以下の輸入貨物に対する関税の率は、関税に関する他の法律の規定にかかわらず別表による。ただし、当該輸入貨物を輸入しようとする者が当該輸入貨物の全部について同表によることを希望しない旨を税関に申し出たときは、この限りでない。

⇒「関税法基本通達 67-4-17(関税率表等の分類の特例扱い/少額合算)」において、「関税定率法第3条の3を適用する貨物には適用できない」と規定されていることから、

「少額合算」での税額計算を希望する=少額輸入貨物に対する簡易税率の適用を希望しないという扱いになる。

報道発表

平成27年6月19日
財務省

関税法改正後の指定薬物密輸事犯の摘発状況

・2か月間で覚醒剤や麻薬等の年間摘発件数を超過

財務省は、関税法改正(*)後(平成27年4月及び5月)の全国の税関における指定薬物密輸入事犯の摘発状況をまとめましたのでお知らせします。

(*)危険ドラッグの水際対策として、指定薬物を関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加

1. 摘発状況

平成27年4月及び5月に摘発した指定薬物の件数は479件と、わずか2か月間で、昨年1年間に税関が摘発した覚醒剤や麻薬等の不正薬物全体の件数(390件)を上回りました。

摘発した事犯を密輸形態別にみると、航空貨物の1件を除き全て国際郵便物であり、また、仕出国別にみると、中国が約9割を占めました。

指定薬物の密輸形態別・仕出国別摘発状況(平成27年4月-5月)

密輸形態	仕出国	中国	イギリス	チェコ	米国	その他	合計
		国際郵便物	429	16	16	4	13
	摘発件数(件)	429	16	16	4	13	478
	押収量(g)	6,806	539	511	119	266	8,241
航空貨物	0	0	0	1	0	1	
	摘発件数(件)	0	0	0	1	0	1
	押収量(g)	0	0	0	14	0	14
合計	摘発件数(件)	429	16	16	5	13	479
	押収量(g)	6,806	539	511	133	266	8,255

(注1)数値は速報値

(注2)押収量は、重量未確定のものを含む推計値(液体は概算重量に換算して計上)

(注3)中国には香港を含む

2. 告発事例

平成27年5月、大阪税関は、国際郵便物を利用して中国から指定薬物(亜硝酸イソブチル)を密輸入しようとした日本人男性を告発

平成27年5月、東京税関は、国際郵便物を利用して中国から指定薬物(亜硝酸イソブチル)を密輸入しようとした日本人男性を告発

平成27年6月、横浜税関は、国際郵便物を利用してチェコから指定薬物(亜硝酸イソブチル)を密輸入しようとした日本人男性を告発

摘発した指定薬物(亜硝酸イソブチル)



日本人女性1名を関税法違反で横浜地方検察庁に告発しました。

事件の概要は、同女性が国際郵便路線を利用して、

麻薬であるMDMA 0.47グラム

を隠匿させ、台湾から輸入しようとしたことが、平成27年4月9日、横浜税関川崎外郵出張所職員の検査により発見されたものです。



平成27年6月10日

・国際郵便路線を利用した中華人民共和国来指定薬物密輸入事件を告発

横浜税関は、神奈川県警察本部薬物銃器対策課及び神奈川県戸部警察署と共同調査を行い、平成27年6月10日、日本人男性1名を関税法違反で横浜地方検察庁に告発しました。

事件の概要は、同男性が航空通常郵便物内に、

指定薬物である亜硝酸イソブチルを含有する液状物(通称:RUSH)10本(65.00グラム)

を隠匿させ、国際郵便路線を利用して中華人民共和国から輸入しようとしたことが、平成27年5月1日及び同月16日、横浜税関川崎外郵出張所職員の検査により発見されたものです。



平成27年6月5日

・国際郵便路線を利用したチェコ共和国来指定薬物密輸入事件を告発

横浜税関は、群馬県警察本部刑事部組織犯罪対策第二課及び群馬県藤岡警察署と共同調査を行い、平成27年6月3日、日本人男性1名を関税法違反で前橋地方検察庁高崎支部に告発しました。

事件の概要は、同男性が航空通常郵便物内に、

指定薬物である亜硝酸イソブチルを含有する液状物(通称:RUSH)4本(31.76グラム)

を隠匿させ、国際郵便路線を利用してチェコ共和国から輸入しようとしたことが、平成27年4月17日、横浜税関川崎外郵出張所職員の検査により発見されたものです。



[実行関税率](#)

[外国為替相場](#)

[税関様式](#)

[その他](#)

[横浜税関から](#)

[システム障害要領](#)

[情報公開・個](#)

[AEO事業者-](#)

[引揚者の皆様](#)

税関のPR活動



型

